

全建事発第 003 号

平成 30 年 4 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

〔公 印 省 略〕

建設業の働き方改革の推進について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、このたび国土交通省土地・建設産業局長より、別添のとおり通知がありました。

公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として策定された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の趣旨等の一層の浸透を図るため、国土交通省から各府省庁及び各地方公共団体に対し、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を徹底するよう要請した旨の通知がありました。併せて、当会に対して、当該取組についての理解と適切な対応を求めています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対し周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部 木下 ・ 大濱

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
平成30年3月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

今般、同ガイドラインの趣旨等の一層の浸透を図るため、別紙1の内容を各府省等あて、別紙2の内容を各地方公共団体あて、それぞれ建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を徹底するよう要請をしましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願い致します。

国土入企第 3 1 号
平成 3 0 年 3 月 2 2 日

各府省庁等 殿

国土交通省土地・建設産業局長
(公 印 省 略)

建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成 2 9 年 3 月 2 8 日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることはできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後 5 年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成 2 9 年 8 月 2 8 日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

貴府省庁等におかれましては、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、下記の措置を講じること等により、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を徹底していただくとともに、所管の独立行政法人や特殊法人等に対して、改めて周知していただきますよう、お願い致します。また、建設工事の発注を行う民間企業の団体に対して別紙 1、民間企業に対して別紙 2 の内容について周知徹底方よろしくお願い致します。

記

1. 週休 2 日工事の推進について

建設現場の週休 2 日に取り組む旨を契約図書（特記仕様書など）に明記する

等により、「週休2日工事」の導入（既に導入済の場合は、当該工事の件数の大幅な拡大）を図ること。

また、週休2日工事の実施に当たり、労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要経費にしわ寄せが生じないように、実態に即した経費の見直しを図ること。

なお、国土交通省発注工事では、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する週休2日工事において、現場閉所の状況に応じ、所定の経費に補正係数を乗じることとしている。

【参考】国土交通省発注工事における週休2日工事の考え方

- 1 本工事は、週休2日を達成することを目的として、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、工事を実施するものとする。
- 2 各用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
 - 二 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 三 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が、工期内の中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態
- 3 発注方式は、次のいずれかによる方式を基本とする。
 - 一 発注者指定方式 発注者が、週休2日の取組を指定する方式
 - 二 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
- 4 受注者は、発注者が別途定める現場閉所の状況が分かる書類を、発注者に提出するものとする。
- 5 発注者は、発注者指定方式にあつては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

・ 労 務 費 1.05	・ 機械経費(賃料) 1.04
・ 共 通 仮 設 費 1.04	・ 現 場 管 理 費 1.05
- 6 発注者は、受注者希望方式にあつては、現場の閉所状況に応じ、あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。
 - 一 4週8休以上（週休2日）

・ 労 務 費 1.05	・ 機械経費(賃料) 1.04
・ 共 通 仮 設 費 1.04	・ 現 場 管 理 費 1.05
 - 二 4週7休以上8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）

・ 労 務 費 1.03	・ 機械経費(賃料) 1.03
・ 共 通 仮 設 費 1.03	・ 現 場 管 理 費 1.04
 - 三 4週6休以上7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）

・ 労 務 費 1.01	・ 機械経費(賃料) 1.01
・ 共 通 仮 設 費 1.01	・ 現 場 管 理 費 1.02
- 7 上記の考え方について、地域の実情等により対応が困難な場合等には、これによらないことができる。

8 発注者は、受注者の現場閉所の状況に応じ、本工事の工事成績における評価の対象とする。

2. 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、工事の品質確保や担い手の処遇改善などに資するものであるが、公共工事の発注においては、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、以下の取組等を通じ、早期発注や計画的な事業執行を徹底すること。

(1) 国庫債務負担行為制度の適切な活用

複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、適正な工期を確保する観点から、国庫債務負担行為（「2 か年国債」や「ゼロ国債」など）等を適切に活用すること。

なお、国土交通省発注工事では、工期12ヶ月未満の工事についても、同様の観点から、国庫債務負担行為により複数年度にまたがる契約とするなど、計画的な事業執行に取り組むこととしている。

(2) 繰越制度の適切な活用

工事や業務を実施する中で、計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を変更する必要があることに伴い、工期の見直しを行った結果、年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(3) 余裕期間の積極的な設定

余裕期間を積極的に設定し、柔軟な工期設定等を通じて、建設企業が人材・資機材を十分に確保できるよう努めること。

なお、国土交通省発注工事では、契約締結から工事着手までの期間のうち、契約ごとに、工期の30%以内かつ4ヶ月以内の範囲で設定される期間を「余裕期間」とし、余裕期間を設定する場合には、入札説明書及び特記仕様書に、「余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない」等の旨を記載することとしている。

(4) 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表

建設企業が地域の実情等に応じて計画的に施工体制を確保できるよう、国や地方公共団体等の各発注者が連携して発注見通しを統合・公表する取組（国土交通省とりまとめ）について、積極的に参画すること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、国及び地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項（少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、当該事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項）を公表することが義務づけられている。

3. 補助金等の交付を受けて発注される民間工事への対応について

補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に、上記2.による適正な工期を確保する観点から、当該補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定を行うまでの間、迅速な事務処理に努めるとともに、当該補助事業等の執行状況を的確に把握し、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(※)「民間工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」に該当し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「公共工事」に該当しないものをいう。

4. ICTの活用等による生産性向上の推進について

i-Constructionの推進により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性の一層の向上を図る観点から、建設企業によるICT活用等の計画や提案に対して総合評価落札方式や工事成績評定における加点措置を講じることや、建設企業がICT機械・機器等を調達する際に活用可能な支援制度（補助金、税制優遇、低利融資など）について周知を行うなど、建設現場の生産性向上に向けた建設企業との積極的な連携を図ること。

なお、国土交通省発注工事では、i-Construction の更なる普及を図るため、I C Tを活用した施工を行う際の積算基準の見直し等を行い、中小建設企業等における積極的な I C Tの活用等を促すこととしている。

5. 適正な価格による工事契約について

(1) 適正な予定価格の設定

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1号において、発注者は、受注者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、平成30年3月1日に改訂された公共工事設計労務単価を適用するなど、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映するほか、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に反映すること。

(2) ダンピング対策の徹底

建設企業によるダンピング受注の排除を図るため、最新の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（平成29年3月改定）の適用を徹底すること。

なお、国土交通省発注工事では、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価するための総合評価落札方式として、「施工体制確認型」を導入し、ダンピング受注防止の徹底を図っている。

(3) 社会保険への加入徹底に関する指導等

公共工事標準請負契約約款（平成29年7月25日改正）を踏まえ、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載欄を明示すること。また、受注者に対して、下請業者への法定福利費の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、最新の労務単価を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導すること。

加えて、公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除を徹底するため、社会保険加入業者に限定する取組を実施すること。なお、国土交通

省発注工事では、工事請負契約書において、全ての下請業者も含めた施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、受注者は、一定の要件の下に、違約罰として、発注者の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととしている。

6. 就労環境の改善について

建設工事に従事する者の安全及び健康の確保は、工事の品質を確保する上での大前提であり、最優先事項でもあることを踏まえ、受注者と協力し、安全で快適な労働環境づくりを図ること。

なお、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である新国立競技場建設工事の現場においては、発注者と元請業者が協力し、例えば、作業員の健康管理体制の整備（健康相談室の設置等）や、時間外労働の短縮化の促進（原則20時閉所の徹底等）、疲労蓄積度の確認（ストレスチェックの実施等）などの取組が行われているところである。

以 上

平成30年3月22日

民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

貴団体におかれましては、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向け、下記の取組等についてご協力をお願いするとともに、傘下の会員企業に対し、周知徹底方よろしくお願い致します。

記

1. ICTの活用等による生産性向上の推進について

i-Constructionの推進により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性の一層の向上を図る観点から、受注者の選定や工事成績評定などの手続きにおいて、建設企業によるICT活用等の計画や提案に対し、積極的な導入の推進や評価を行っていただくようお願いします。

また、必要な提出書類の簡素化を図るとともに、施工条件の明確化や、請負契約締結後における設計変更の必要最小限化など、工事の手戻り防止を徹底していただくようお願いします。

2. 週休2日工事の推進について

建設現場の週休2日に取り組む旨を契約図書（特記仕様書など）に明記する等により、「週休2日工事」の検討・実施を図っていただくようお願いします。

また、週休2日工事の検討・実施に当たり、労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要経費にしわ寄せが生じないように配慮し、実態に即した経費の見直しを図っていただくようお願いします。

なお、国土交通省直轄工事では、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する週休2日工事において、現場閉所の状況に応じ、所定の経費に補正係数を乗じることとしています。

【参考】国交省直轄工事における週休2日工事の考え方

- 1 本工事は、週休2日を達成することを目的として、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、工事を実施するものとする。
- 2 各用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
 - 二 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 三 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が、工期内の中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態
- 3 発注方式は、次のいずれかによる方式を基本とする。
 - 一 発注者指定方式 発注者が、週休2日の取組を指定する方式
 - 二 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
- 4 受注者は、発注者が別途定める現場閉所の状況が分かる書類を、発注者に提出するものとする。

- 5 発注者は、発注者指定方式にあつては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.05 | ・機械経費(賃料) 1.04 |
| ・共 通 仮 設 費 1.04 | ・現 場 管 理 費 1.05 |
- 6 発注者は、受注者希望方式にあつては、現場の閉所状況に応じ、あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。
- 一 4週8休以上（週休2日）
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.05 | ・機械経費(賃料) 1.04 |
| ・共 通 仮 設 費 1.04 | ・現 場 管 理 費 1.05 |
- 二 4週7休以上8休未満（現場閉所率 25%（7/28日）以上 28.5%未満）
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.03 | ・機械経費(賃料) 1.03 |
| ・共 通 仮 設 費 1.03 | ・現 場 管 理 費 1.04 |
- 三 4週6休以上7休未満（現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25%未満）
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.01 | ・機械経費(賃料) 1.01 |
| ・共 通 仮 設 費 1.01 | ・現 場 管 理 費 1.02 |
- 7 上記の考え方について、地域の実情等により対応が困難な場合等には、これによらないことができる。
- 8 発注者は、受注者の現場閉所の状況に応じ、本工事の工事成績における評価の対象とする。

3. 公共工事設計労務単価の活用等について

公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格の積算に用いる労務費の単価であり、全国の技能労働者を対象とした賃金実態調査に基づいて、原則として毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

国土交通省においては、工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成という観点から、これまでも公共工事設計労務単価の改訂に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官より建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保などを直接要請してきたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価（別添1参照）を積極的に活用していただくようお願いします。

また、上記の労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）のほかにも、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に見込んだ適正価格での請負契約を締結していただくようお願いします。

4. 社会保険への加入徹底等について

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって、法令上の義務です。国土交通省では、平成29年度までに、建設業許可業者の社会保険加入率を100%にすること等を目標に掲げ、官民を挙げて社会保険の加入促進に取り組んできた結果、加入率は着実に上昇している一方で、未だ加入していない事業者も存在しています。

このため、建設現場からの社会保険等未加入建設業者の排除を徹底する観点から、国土交通省発注工事では、工事請負契約書において、全ての下請業者も含めた施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、受注者は、一定の要件の下に、違約罰として、発注者（国土交通省）の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととしています。

つきましては、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、受注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」（別添2参照）を提出するよう働きかけ、受注者から誓約書の提出がなされた場合には受領いただくなど、ご協力をお願いします。

また、民間工事標準請負契約約款（平成29年7月25日改正）を踏まえ、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載欄を明示いただくようお願いします。加えて、受注者に対して、下請業者への法定福利費の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、上記3.の労務単価を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導していただくようお願いします。

5. 建設業退職金共済制度の普及推進について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、国が創設した退職金制度であり、建設業を営む事業主が、対象となる雇用者の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、当該雇用者が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部から退職金が支払われるものです。

公共工事においては、これまで各発注機関に対し、請負契約を締結した場合には、同制度に係る発注者用の「掛金収納書」（別添3参照）を受注者から提出させるよう徹底を図ってきたところですが、公共・民間工事を問わず、工事を請け負う全ての建設業者及び労働者について同制度への更なる加入等を促す観点から、傘下の会員企業に周知していただくようお願いします。

6. 行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事について

補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に適正な工期を確保する観点から、当該補助事業等を適切に執行する中で、やむを得ない事由（計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など）により年度内に完成しないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないよう、適正な措置を講じていただくようお願いします。

なお、国や地方公共団体等の行政機関に対しても、上記の民間工事について、繰越制度を適切に活用するなどの適正な措置を講じるよう、併せて通知を行っています。

（※）「民間工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」に該当し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「公共工事」に該当しないものをいいます。

7. 施工時期等の平準化に配慮した工事の発注について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、工事の品質確保や担い手の処遇改善などに資するものであり、公共工事の発注においては、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、以下の取組等の徹底を図ることとしています。

つきましては、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、施工時期等の平準化への配慮に努めていただくようお願いします。

【参考】公共工事の発注機関に対する施工時期等の平準化対策の要請内容

（1）国庫債務負担行為制度の適切な活用

複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、適正な工期を確保する観点から、債務負担行為（「2か年国債」や「ゼロ国債」など）等を適切に活用すること。

なお、国土交通省発注工事では、工期12ヶ月未満の工事についても、同様の観点から、国庫債務負担行為により複数年度にまたがる契約とするなど、計画的な事業執行に取り組むこととしている。

（2）繰越制度の適切な活用

工事や業務を実施する中で、計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を

変更する必要が生じたことに伴い、工期の見直しを行った結果、年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(※) 補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に、適正な工期を確保する観点から、当該補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定を行うまでの間、迅速な事務処理に努めるとともに、当該補助事業等の執行状況を的確に把握し、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(3) 余裕期間の積極的な設定

余裕期間を積極的に設定し、柔軟な工期設定等を通じて、建設企業が人材・資機材を十分に確保できるよう努めること。

なお、国土交通省発注工事では、契約締結から工事着手までの期間のうち、契約ごとに、工期の30%以内かつ4ヶ月以内の範囲で設定される期間を「余裕期間」とし、余裕期間を設定する場合には、入札説明書及び特記仕様書に、「余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない」等の旨を記載することとしている。

(4) 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表

建設企業が地域の実情等に応じて計画的に施工体制を確保できるよう、国や地方公共団体等の各発注者が連携して発注見通しを統合・公表する取組（国土交通省とりまとめ）について、積極的に参画すること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、国及び地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項（少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、当該事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項）を公表することが義務づけられている。

8. 就労環境の改善について

建設工事に従事する者の安全及び健康の確保は、工事の品質を確保する上での大前提であり、最優先事項でもあることを踏まえ、受注者と協力し、安全で快適な労働環境づくりに努めていただくようお願いします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である新国立競技場建設工事の現場においては、発注者と元請業者が協力し、例えば、作業員の健康管理体制の整備（健康相談室の設置等）や、時間外労働の短縮化の促進（原則20時閉所の徹底等）、疲労蓄積度の確認（ストレスチェックの実施等）などの取組が行われており、必要に応じて参考としていただくようお願いします。

以 上

平成30年3月22日

民間発注企業の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

貴社におかれましては、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向け、下記の取組等についてご協力をお願い致します。

記

1. ICTの活用等による生産性向上の推進について

i-Constructionの推進により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性の一層の向上を図る観点から、受注者の選定や工事成績評定などの手続きにおいて、建設企業によるICT活用等の計画や提案に対し、積極的な導入の推進や評価を行っていただくようお願いします。

また、必要な提出書類の簡素化を図るとともに、施工条件の明確化や、請負契約締結後における設計変更の必要最小限化など、工事の手戻り防止を徹底していただくようお願いします。

2. 週休2日工事の推進について

建設現場の週休2日に取り組む旨を契約図書（特記仕様書など）に明記する等により、「週休2日工事」の検討・実施を図っていただくようお願いします。

また、週休2日工事の検討・実施に当たり、労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要経費にしわ寄せが生じないように配慮し、実態に即した経費の見直しを図っていただくようお願いします。

なお、国土交通省直轄工事では、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する週休2日工事において、現場閉所の状況に応じ、所定の経費に補正係数を乗じることとしています。

【参考】国交省直轄工事における週休2日工事の考え方

- 1 本工事は、週休2日を達成することを目的として、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、工事を実施するものとする。
- 2 各用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
 - 二 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 三 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が、工期内の中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態
- 3 発注方式は、次のいずれかによる方式を基本とする。
 - 一 発注者指定方式 発注者が、週休2日の取組を指定する方式
 - 二 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
- 4 受注者は、発注者が別途定める現場閉所の状況が分かる書類を、発注者に提出するものとする。

- 5 発注者は、発注者指定方式にあつては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.05 | ・機械経費(賃料) 1.04 |
| ・共 通 仮 設 費 1.04 | ・現 場 管 理 費 1.05 |
- 6 発注者は、受注者希望方式にあつては、現場の閉所状況に応じ、あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。
- 一 4週8休以上（週休2日）
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.05 | ・機械経費(賃料) 1.04 |
| ・共 通 仮 設 費 1.04 | ・現 場 管 理 費 1.05 |
- 二 4週7休以上8休未満（現場閉所率 25%（7/28日）以上 28.5%未満）
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.03 | ・機械経費(賃料) 1.03 |
| ・共 通 仮 設 費 1.03 | ・現 場 管 理 費 1.04 |
- 三 4週6休以上7休未満（現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25%未満）
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・労 務 費 1.01 | ・機械経費(賃料) 1.01 |
| ・共 通 仮 設 費 1.01 | ・現 場 管 理 費 1.02 |
- 7 上記の考え方について、地域の実情等により対応が困難な場合等には、これによらないことができる。
- 8 発注者は、受注者の現場閉所の状況に応じ、本工事の工事成績における評価の対象とする。

3. 公共工事設計労務単価の活用等について

公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格の積算に用いる労務費の単価であり、全国の技能労働者を対象とした賃金実態調査に基づいて、原則として毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

国土交通省においては、工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成という観点から、これまでも公共工事設計労務単価の改訂に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官より建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保などを直接要請してきたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、貴社が建設工事を発注する際においても、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価（別添1参照）を積極的に活用していただくようお願いいたします。

また、上記の労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）のほかにも、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に見込んだ適正価格での請負契約を締結していただくようお願いします。

4. 社会保険への加入徹底等について

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって、法令上の義務です。国土交通省では、平成29年度までに、建設業許可業者の社会保険加入率を100%にすること等を目標に掲げ、官民を挙げて社会保険の加入促進に取り組んできた結果、加入率は着実に上昇している一方で、未だ加入していない事業者も存在しています。

このため、建設現場からの社会保険等未加入建設業者の排除を徹底する観点から、国土交通省発注工事では、工事請負契約書において、全ての下請業者も含めた施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、受注者は、一定の要件の下に、違約罰として、発注者（国土交通省）の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととしています。

つきましては、貴社が建設工事を発注する際においても、受注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」（別添2参照）を提出するよう働きかけ、受注者から誓約書の提出がなされた場合には受領いただくなど、ご協力をお願いします。

また、民間工事標準請負契約約款（平成29年7月25日改正）を踏まえ、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載欄を明示いただくようお願いします。加えて、受注者に対して、下請業者への法定福利費の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、上記3.の労務単価を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導していただくようお願いします。

5. 建設業退職金共済制度の普及推進について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、国が創設した退職金制度であり、建設業を営む事業主が、対象となる雇用者の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、当該雇用者が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部から退職金が支払われるものです。

公共工事においては、これまで各発注機関に対し、請負契約を締結した場合には、同制度に係る発注者用の「掛金収納書」（別添3参照）を受注者から提出させるよう徹底を図ってきたところですが、公共・民間工事を問わず、工事を請け負う全ての建設業者及び労働者について同制度への更なる加入等を促す観点から、ご留意いただくようお願いします。

6. 行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事について

補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に適正な工期を確保する観点から、当該補助事業等を適切に執行する中で、やむを得ない事由（計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など）により年度内に完成しないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないよう、適正な措置を講じていただくようお願いいたします。

なお、国や地方公共団体等の行政機関に対しても、上記の民間工事について、繰越制度を適切に活用するなどの適正な措置を講じるよう、併せて通知を行っています。

（※）「民間工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」に該当し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「公共工事」に該当しないものをいいます。

7. 施工時期等の平準化に配慮した工事の発注について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、工事の品質確保や担い手の処遇改善などに資するものであり、公共工事の発注においては、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、以下の取組等の徹底を図ることとしています。

つきましては、貴社が建設工事を発注する際においても、施工時期等の平準化への配慮に努めていただくようお願いいたします。

【参考】公共工事の発注機関に対する施工時期等の平準化対策の要請内容

（1）国庫債務負担行為制度の適切な活用

複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、適正な工期を確保する観点から、債務負担行為（「2か年国債」や「ゼロ国債」など）等を適切に活用すること。

なお、国土交通省発注工事では、工期12ヶ月未満の工事についても、同様の観点から、国庫債務負担行為により複数年度にまたがる契約とするなど、計画的な事業執行に取り組むこととしている。

（2）繰越制度の適切な活用

工事や業務を実施する中で、計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を

変更する必要が生じたことに伴い、工期の見直しを行った結果、年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(※) 補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に、適正な工期を確保する観点から、当該補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定を行うまでの間、迅速な事務処理に努めるとともに、当該補助事業等の執行状況を的確に把握し、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(3) 余裕期間の積極的な設定

余裕期間を積極的に設定し、柔軟な工期設定等を通じて、建設企業が人材・資機材を十分に確保できるよう努めること。

なお、国土交通省発注工事では、契約締結から工事着手までの期間のうち、契約ごとに、工期の30%以内かつ4ヶ月以内の範囲で設定される期間を「余裕期間」とし、余裕期間を設定する場合には、入札説明書及び特記仕様書に、「余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない」等の旨を記載することとしている。

(4) 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表

建設企業が地域の実情等に応じて計画的に施工体制を確保できるよう、国や地方公共団体等の各発注者が連携して発注見通しを統合・公表する取組（国土交通省とりまとめ）について、積極的に参画すること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、国及び地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項（少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、当該事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項）を公表することが義務づけられている。

8. 就労環境の改善について

建設工事に従事する者の安全及び健康の確保は、工事の品質を確保する上での大前提であり、最優先事項でもあることを踏まえ、受注者と協力し、安全で快適な労働環境づくりに努めていただくようお願いします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である新国立競技場建設工事の現場においては、発注者と元請業者が協力し、例えば、作業員の健康管理体制の整備（健康相談室の設置等）や、時間外労働の短縮化の促進（原則20時閉所の徹底等）、疲労蓄積度の確認（ストレスチェックの実施等）などの取組が行われており、必要に応じて参考としていただくようお願いします。

総 行 行 第 6 4 号
国 土 入 企 第 3 2 号
平 成 3 0 年 3 月 2 2 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各 都 道 府 県 議 会 議 長 殿
（議会事務局扱い）
各 指 定 都 市 市 長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各 指 定 都 市 議 会 議 長 殿
（議会事務局扱い）

総 務 省 自 治 行 政 局 長

国 土 交 通 省 土 地 ・ 建 設 産 業 局 長

建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることはできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工

期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

各地方公共団体におかれましては、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、下記の措置を講じること等により、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を要請するとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知徹底方よろしくお願い致します。

記

1. 週休2日工事の推進について

建設現場の週休2日に取り組む旨を契約図書（特記仕様書など）に明記する等により、「週休2日工事」の導入（既に導入済の場合は、当該工事の件数の大幅な拡大）を図ること。

また、週休2日工事の実施に当たり、労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要経費にしわ寄せが生じないように、実態に即した経費の見直しを図ること。

なお、国土交通省発注工事では、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する週休2日工事において、現場閉所の状況に応じ、所定の経費に補正係数を乗じることとしている。

【参考】国土交通省発注工事における週休2日工事の考え方

- 1 本工事は、週休2日を達成することを目的として、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、工事を実施するものとする。
- 2 各用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
 - 二 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 三 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が、工期内の中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態
- 3 発注方式は、次のいずれかによる方式を基本とする。
 - 一 発注者指定方式 発注者が、週休2日の取組を指定する方式
 - 二 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

- 4 受注者は、発注者が別途定める現場閉所の状況が分かる書類を、発注者に提出するものとする。
- 5 発注者は、発注者指定方式にあつては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

・労 務 費 1.05	・機械経費(賃料) 1.04
・共 通 仮 設 費 1.04	・現 場 管 理 費 1.05
- 6 発注者は、受注者希望方式にあつては、現場の閉所状況に応じ、あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。
 - 一 4週8休以上（週休2日）

・労 務 費 1.05	・機械経費(賃料) 1.04
・共 通 仮 設 費 1.04	・現 場 管 理 費 1.05
 - 二 4週7休以上8休未満（現場閉所率 25%（7/28日）以上 28.5%未満）

・労 務 費 1.03	・機械経費(賃料) 1.03
・共 通 仮 設 費 1.03	・現 場 管 理 費 1.04
 - 三 4週6休以上7休未満（現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25%未満）

・労 務 費 1.01	・機械経費(賃料) 1.01
・共 通 仮 設 費 1.01	・現 場 管 理 費 1.02
- 7 上記の考え方について、地域の実情等により対応が困難な場合等には、これによらないことができる。
- 8 発注者は、受注者の現場閉所の状況に応じ、本工事の工事成績における評価の対象とする。

2. 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、工事の品質確保や担い手の処遇改善などに資するものであるが、公共工事の発注においては、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、以下の取組等を通じ、早期発注や計画的な事業執行を徹底すること。

（1）債務負担行為制度の適切な活用

複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、適正な工期を確保する観点から、債務負担行為（「2か年県債」や「ゼロ県債」など）等を適切に活用すること。

なお、国土交通省発注工事では、工期12ヶ月未満の工事についても、同様の観点から、国庫債務負担行為により複数年度にまたがる契約とするなど、計画的な事業執行に取り組むこととしている。

（2）繰越制度の適切な活用

工事や業務を実施する中で、計画や設計に関する諸条件、気象や用地の

関係、補償処理の困難、資材の入手難など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を変更する必要があることに伴い、工期の見直しを行った結果、年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないよう、適正な措置を講じること。

（３）余裕期間の積極的な設定

余裕期間を積極的に設定し、柔軟な工期設定等を通じて、建設企業が人材・資機材を十分に確保できるよう努めること。なお、国土交通省発注工事では、契約締結から工事着手までの期間のうち、契約ごとに、工期の３０％以内かつ４ヶ月以内の範囲で設定される期間を「余裕期間」とし、余裕期間を設定する場合には、入札説明書及び特記仕様書に、「余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない」等の旨を記載することとしている。

（４）発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表

建設企業が地域の実情等に応じて計画的に施工体制を確保できるよう、国や地方公共団体等の各発注者が連携して発注見通しを統合・公表する取組（国土交通省とりまとめ）について、積極的に参画すること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）に基づき、国及び地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項（少なくとも毎年度１回、１０月１日を目途として、当該事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項）を公表することが義務づけられている。

３．補助金等の交付を受けて発注される民間工事への対応について

補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に、上記２．による適正な工期を確保する観点から、当該補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定を行うまでの間、迅速な事務処理に努めるとともに、当該補助事業等の執行状況を的確に把握し、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないよう、適正な措置を講じること。

(※)「民間工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」に該当し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「公共工事」に該当しないものをいう。

4. ICTの活用等による生産性向上の推進について

i-Constructionの推進により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性の一層の向上を図る観点から、建設企業によるICT活用等の計画や提案に対して総合評価落札方式や工事成績評価における加点措置を講じることや、建設企業がICT機械・機器等を調達する際に活用可能な支援制度（補助金、税制優遇、低利融資など）について周知を行うなど、建設現場の生産性向上に向けた建設企業との積極的な連携を図ること。

なお、国土交通省発注工事では、i-Constructionの更なる普及を図るため、ICTを活用した施工を行う際の積算基準の見直し等を行い、中小建設企業等における積極的なICTの活用等を促すこととしている。

5. 適正な価格による工事契約について

(1) 適正な予定価格の設定

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1号において、発注者は、受注者が公共工事の品質確保の担い手の中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、平成30年3月1日に改訂された公共工事設計労務単価を適用するなど、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映するほか、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に反映すること。

(2) ダンピング対策の徹底

建設企業によるダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用を徹底するとともに、平成29年3月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格に

ついて、その算定方式の改定を行う等の措置を講じること。

また、総合評価落札方式による入札においては、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができないことに留意し、低入札価格調査制度の活用等、適切な措置を講じること。

なお、国土交通省発注工事では、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価するための総合評価落札方式として、「施工体制確認型」を導入し、ダンピング受注防止の徹底を図っている。

(3) 社会保険への加入徹底に関する指導等

公共工事標準請負契約約款（平成29年7月25日改正）を踏まえ、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載欄を明示すること。また、受注者に対して、下請業者への法定福利費の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、最新の労務単価を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導すること。

加えて、公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除を徹底するため、社会保険加入業者に限定する取組を実施すること。なお、国土交通省発注工事では、工事請負契約書において、全ての下請業者も含めた施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、受注者は、一定の要件の下に、違約罰として、発注者の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととしている。

6. 就労環境の改善について

建設工事に従事する者の安全及び健康の確保は、工事の品質を確保する上で、の大前提であり、最優先事項でもあることを踏まえ、受注者と協力し、安全で快適な労働環境づくりを図ること。

なお、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である新国立競技場建設工事の現場においては、発注者と元請業者が協力し、例えば、作業員の健康管理体制の整備（健康相談室の設置等）や、時間外労働の短縮化の促進（原則20時閉所の徹底等）、疲労蓄積度の確認（ストレスチェックの実施等）などの取組が行われているところである。

以 上

1. 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

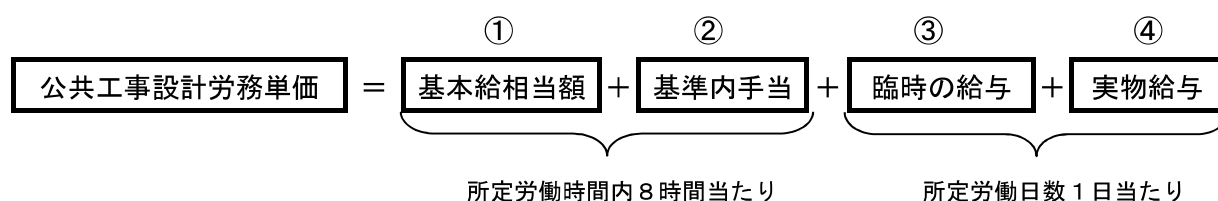
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成29年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,207件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	989	9,394
東北	1,405	14,895
関東	1,696	17,676
北陸	902	7,805
中部	1,321	10,793
近畿	1,313	10,450
中国	1,119	8,612
四国	776	5,778
九州	1,385	11,776
沖縄	301	2,996
全国計	11,207	100,175

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で100,175人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、タイル工、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

平成29年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）について

は、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	19,800	16,300	13,500	18,900	24,200	21,700		21,100	20,100	22,200
東北	02 青森県	23,000	16,900	12,900	18,800	24,700	22,700			18,500	24,100
	03 岩手県	(22,200)	(18,300)	(13,500)	19,800	26,000	21,800			19,500	24,000
	04 宮城県	(23,500)	(18,200)	(14,500)	20,700	26,700	24,700			20,800	28,900
	05 秋田県	21,700	17,100	13,800	19,500	24,800	22,400			19,100	24,700
	06 山形県	21,800	17,100	14,500	19,900	23,600	22,500			19,900	25,100
	07 福島県	(23,500)	(18,100)	(15,700)	20,400	25,900	24,500			20,400	25,400
関東	08 茨城県	20,600	19,100	13,300	20,200	23,400	24,700	26,300	24,700	20,700	24,300
	09 栃木県	20,400	17,900	13,200	20,000	24,900	23,400	26,400	24,700	20,400	24,300
	10 群馬県	20,400	18,900	14,100	20,100	26,000	22,300	25,300	24,500	20,000	23,600
	11 埼玉県	21,900	19,400	14,000	19,900	24,900	25,800	26,400	24,800	22,000	26,100
	12 千葉県	22,700	19,100	13,900	20,800	24,800	26,700	26,900	24,800	22,200	27,100
	13 東京都	23,200	20,200	14,500	20,800	26,200	26,400	26,800	24,800	24,200	26,600
	14 神奈川県	23,400	20,200	14,200	20,300	24,800	26,500	26,700	24,600	22,300	25,000
	19 山梨県	22,300	20,100	13,900	20,200	25,600	23,600	26,600	24,400	21,800	24,500
	20 長野県	21,500	18,500	14,700	20,100	24,700	23,300	24,700	23,100	20,500	23,000
北陸	15 新潟県	21,100	17,800	15,600	20,200	25,600	22,100	23,300		20,100	23,200
	16 富山県	23,500	18,900	14,600	19,900	27,200	24,800			21,100	25,000
	17 石川県	22,700	19,500	14,500	19,700	27,300	24,900			21,200	24,600
中部	21 岐阜県	21,400	19,100	14,200	20,700	25,500	24,700	27,200	26,000	20,300	23,600
	22 静岡県	21,200	20,100	12,900	20,000	25,200	23,900	26,600	27,100	21,500	24,200
	23 愛知県	22,300	19,100	14,600	20,100	26,400	25,400			20,400	23,600
	24 三重県	21,300	18,400	13,800	21,000	26,000	26,000		24,600	20,500	23,900
近畿	18 福井県	19,400	16,500	12,500	19,300	22,600	21,200			18,800	21,500
	25 滋賀県	19,600	17,600	13,400	20,000	23,600	22,500		22,600	20,000	22,600
	26 京都府	19,100	18,400	12,600	20,000	22,900	22,200			19,500	21,800
	27 大阪府	20,400	18,000	12,500	20,000	23,700	23,600			20,300	22,200
	28 兵庫県	18,400	18,200	12,000	19,100	22,500	22,500			19,200	20,800
	29 奈良県	20,600	18,100	13,300	20,900	23,600	23,000			20,000	22,300
	30 和歌山県	19,900	18,300	12,500	19,700	22,800	22,800			20,100	21,400
中国	31 鳥取県	17,500	14,200	12,500	17,500	21,500	21,200		18,900	17,200	20,900
	32 島根県	17,800	15,300	12,600	17,000	20,600	21,100		18,900	17,100	20,200
	33 岡山県	18,800	16,600	12,800	17,700	22,100	22,000		18,800	18,300	21,500
	34 広島県	19,100	17,300	12,700	17,000	22,300	21,700		18,900	18,200	21,300
	35 山口県	17,800	15,900	12,600	17,200	21,600	21,700		18,900	18,100	20,700
四国	36 徳島県	19,900	17,800	13,400	17,400	26,500	21,700			18,800	20,700
	37 香川県	20,700	18,300	13,400	17,800	24,800	21,800			19,200	20,900
	38 愛媛県	19,500	16,000	13,000	17,600	24,400	21,600			18,300	19,700
	39 高知県	19,300	16,300	13,800	18,000	25,400	22,000			18,300	19,800
九州	40 福岡県	20,300	18,100	12,700	17,500	23,100	22,200	23,000	22,100	19,000	21,500
	41 佐賀県	17,900	15,500	12,300	17,400	22,700	20,800	23,300	22,300	18,600	21,100
	42 長崎県	18,700	16,300	13,000	18,000	22,500	20,700	23,500	22,200	17,800	21,000
	43 熊本県	19,100	16,700	13,700	17,700	23,600	21,700	23,400	22,000	17,500	21,700
	44 大分県	18,200	15,600	12,900	17,400	21,800	21,300	23,000	21,700	17,700	21,500
	45 宮崎県	20,300	15,200	13,000	17,500	22,000	21,500	23,300	21,700	17,300	20,300
	46 鹿児島県	22,300	16,400	14,000	17,200	25,500	21,900	23,300	21,700	17,800	21,400
沖縄	47 沖縄県	20,000	17,600	13,600		21,600	26,100	18,500		15,600	23,900

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	22,900	22,200	24,400	19,500	16,600	32,200	38,200	25,900	33,400	25,600
東北	02 青森県	21,400	20,300	22,900	24,800	22,600	31,800	37,800	28,100	34,000	24,800
	03 岩手県	21,600	21,200	23,100	(24,600)	(20,800)	31,800	37,800	28,100	35,900	25,000
	04 宮城県	24,400	24,800	24,800	(25,800)	(23,200)	31,600	37,400	27,800	35,800	24,800
	05 秋田県	22,000	21,900	23,400	23,900	23,100	31,700	37,800	28,100	34,700	25,200
	06 山形県	22,900	24,400	24,600	22,600	20,500	31,800	37,700	28,100	34,700	25,100
	07 福島県	22,800	24,500	24,500	(21,900)	(19,700)	31,800	37,600	28,000	34,500	24,700
関東	08 茨城県	22,900	24,100	27,400	22,300	18,400	28,900	34,200	27,500	29,100	23,400
	09 栃木県	23,700	25,400	28,100	20,100	19,200	29,000	34,300	27,500	29,800	23,700
	10 群馬県	23,200	22,100	26,200	20,400	17,200	29,000	34,300	27,500	31,500	23,600
	11 埼玉県	24,200	25,800	27,400	23,200	20,200	29,000	34,300	27,500	28,900	23,500
	12 千葉県	24,100	26,000	27,500	22,600	20,100	29,000	34,300	27,500	28,700	23,500
	13 東京都	24,800	27,300	29,200	22,800	18,900	29,000	34,300	27,500	28,400	23,500
	14 神奈川県	24,800	27,300	29,900	23,700	20,200	29,000	34,300	27,500	30,200	23,500
	19 山梨県	25,100	25,800	28,800	22,800	19,700	29,100	34,400	27,600	30,500	23,500
	20 長野県	23,600	23,200	25,500	20,400	17,800	29,200	34,600	27,700	32,200	23,800
北陸	15 新潟県	21,800	22,600	23,700	20,900	18,300	31,900	37,700	27,200	32,800	24,000
	16 富山県	24,200	24,100	24,800	22,100	18,300	31,900	37,700	27,200	32,400	23,800
	17 石川県	23,700	23,700	24,400	21,600	19,100	31,900	37,600	27,200	33,400	24,200
中部	21 岐阜県	23,400	23,900	26,200	22,200	19,200	30,600	36,100	26,500	32,400	24,700
	22 静岡県	25,500	25,500	28,300	21,700	19,500	30,600	36,200	26,600	33,800	24,600
	23 愛知県	23,800	25,000	27,600	21,900	19,800	30,600	36,100	26,500	33,200	24,500
	24 三重県	24,800	24,300	27,200	21,500	19,000	30,600	36,200	26,600	30,900	24,300
近畿	18 福井県	21,000	22,800	22,600	18,700	18,300	28,800	34,100	22,700	30,700	23,100
	25 滋賀県	20,600	22,900	23,700	19,800	17,500	28,800	34,000	22,600	31,100	22,400
	26 京都府	20,800	23,600	23,500	18,800	16,800	28,800	34,000	22,600	29,900	21,900
	27 大阪府	21,200	24,300	23,200	20,200	17,000	28,800	34,000	22,600	29,500	21,700
	28 兵庫県	20,000	21,800	22,900	19,000	16,800	28,800	34,000	22,600	28,600	21,800
	29 奈良県	21,200	24,200	24,400	19,600	17,200	28,800	34,000	22,600	29,400	22,100
	30 和歌山県	20,700	23,600	23,200	18,400	16,700	28,800	34,000	22,600	28,000	22,000
中国	31 鳥取県	20,100	20,800	22,100	16,300	14,300	30,100	35,600	24,600	33,500	23,200
	32 島根県	19,500	19,300	20,300	17,800	14,600	30,100	35,600	24,600	34,000	22,800
	33 岡山県	20,400	20,700	22,200	19,100	16,400	30,100	35,600	24,600	32,700	23,400
	34 広島県	20,300	19,700	20,400	19,500	16,400	30,100	35,500	24,500	33,800	22,600
	35 山口県	19,800	19,000	20,700	18,000	15,800	30,100	35,600	24,600	33,400	22,800
四国	36 徳島県	20,800	20,300	23,700	17,800	16,700	30,800	36,400	23,100	31,700	23,700
	37 香川県	20,900	20,300	23,800	19,100	17,500	30,700	36,300	23,100	32,500	23,600
	38 愛媛県	20,800	20,200	23,800	19,400	17,200	30,800	36,400	23,100	31,000	23,500
	39 高知県	20,900	20,500	23,900	19,800	17,600	30,800	36,400	23,100	31,000	23,600
九州	40 福岡県	20,000	22,200	23,300	19,700	17,000	31,700	37,500	28,700	32,100	23,500
	41 佐賀県	20,200	22,800	22,900	21,700	17,500	31,700	37,500	28,700	31,000	23,900
	42 長崎県	19,900	22,500	22,500	18,500	16,200	31,800	37,600	28,800	31,800	24,100
	43 熊本県	20,200	22,400	22,900	19,300	16,700	31,900	37,700	28,800	32,100	23,100
	44 大分県	20,200	21,400	22,600	20,600	18,700	31,800	37,600	28,800	31,200	23,100
	45 宮崎県	20,100	21,900	21,900	20,600	17,400	31,700	37,500	28,700	32,500	23,000
	46 鹿児島県	20,100	22,300	22,800	22,800	19,900	31,800	37,600	28,800	32,800	23,400
沖縄	47 沖縄県	19,000	22,700	22,700	22,700	20,000	32,000	37,900	28,200	27,200	22,000

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	34,300	28,600	28,900	35,200	21,000	26,100	20,700	38,200	25,000	24,000
東北	02 青森県	34,700	28,200	30,400	34,200	25,000	27,000	21,300	43,900	27,200	27,500
	03 岩手県	34,800	28,300	30,500	35,500	25,000	27,100	21,300	45,700	28,300	29,000
	04 宮城県	34,500	28,100	30,200	38,700	25,100	26,900	21,100	49,900	30,900	31,300
	05 秋田県	34,700	28,600	30,400	35,300	25,900	27,000	21,300	45,300	27,900	28,400
	06 山形県	34,700	28,500	30,400	34,500	24,200	27,000	22,300	45,600	28,200	28,600
	07 福島県	34,600	28,200	30,400	34,500	22,800	27,000	22,300	45,600	28,200	28,800
関東	08 茨城県	31,600	28,800	30,000	32,300	22,700	30,100	22,600	36,800	23,500	25,800
	09 栃木県	31,600	29,200	30,000	32,600	22,600	30,100	22,600	37,100	24,200	26,100
	10 群馬県	31,600	29,000	30,000	32,600	22,700	30,200	22,600	38,500	23,600	25,400
	11 埼玉県	31,600	29,800	30,100	32,800	23,000	28,600	22,600	38,400	27,300	27,300
	12 千葉県	31,600	29,200	30,100	32,800	23,500	28,600	22,600	38,400	27,300	27,300
	13 東京都	31,600	29,000	30,100	33,200	24,200	28,600	22,600	39,600	27,300	27,100
	14 神奈川県	31,600	28,800	30,100	32,500	24,600	28,600	22,600	38,900	26,500	26,100
	19 山梨県	31,600	29,000	30,100	31,900	23,300	28,500	22,500	39,300	26,000	26,100
	20 長野県	31,600	29,200	30,300	31,600	22,700	28,800	22,600	37,700	24,700	26,200
北陸	15 新潟県	34,600	27,600	33,300	31,300	21,200	27,800	22,100	39,800	24,200	26,100
	16 富山県	34,800	27,500	33,300	32,200	22,500	26,600	22,100	40,500	24,300	26,800
	17 石川県	34,400	27,700	33,300	32,800	24,100	26,600	22,200	39,100	25,100	25,200
中部	21 岐阜県	35,500	28,400	30,900	31,900	23,300	26,800	21,500	36,100	23,600	23,200
	22 静岡県	35,500	29,200	31,000	32,200	23,500	26,700	21,500	41,300	25,700	26,300
	23 愛知県	35,500	28,300	30,900	31,500	23,300	26,700	21,500	38,700	25,100	23,500
	24 三重県	35,500	28,400	31,000	32,800	22,500	26,500	21,300	38,800	24,500	23,400
近畿	18 福井県	32,400	26,800	28,000	31,200	21,800	25,400	19,400	31,200	22,600	22,500
	25 滋賀県	33,000	26,500	27,800	30,800	22,000	23,800	19,400	31,400	23,500	22,300
	26 京都府	32,500	26,500	27,800	30,800	21,700	23,800	19,400	31,000	23,500	22,100
	27 大阪府	32,300	26,800	27,800	31,400	22,500	25,500	19,400	31,800	23,500	22,500
	28 兵庫県	32,400	26,800	27,900	31,100	21,400	24,400	19,400	32,600	23,500	22,900
	29 奈良県	33,000	26,500	27,800	30,700	22,700	24,900	19,400	31,100	23,500	22,400
	30 和歌山県	32,500	26,500	27,800	30,700	22,700	23,800	19,400	31,100	23,500	22,000
中国	31 鳥取県	34,700	25,600	26,500	29,400	19,500	24,100	19,300	36,000	27,200	26,200
	32 島根県	34,700	25,600	26,500	29,100	18,700	24,100	19,300	36,200	28,800	26,400
	33 岡山県	34,700	25,800	26,500	29,300	20,000	24,500	19,300	36,000	27,300	26,300
	34 広島県	34,700	25,800	26,500	29,400	19,400	24,200	19,700	36,700	29,100	26,600
	35 山口県	34,700	25,800	26,500	29,300	19,900	24,100	19,100	36,700	29,100	26,700
四国	36 徳島県	32,000	26,300	27,200	29,000	21,000	33,800	22,400	40,100		20,700
	37 香川県	32,300	26,200	27,200	29,300	21,000	33,900	23,400	40,700		21,100
	38 愛媛県	32,100	26,000	27,200	28,300	22,000	33,600	22,400	40,500		20,800
	39 高知県	31,900	26,300	27,200	29,000	20,800	33,600	22,000	40,400		20,900
九州	40 福岡県	33,100	25,900	28,200	31,700	21,500	27,000	20,500	36,600	23,200	23,300
	41 佐賀県	33,200	25,900	28,200	31,900	20,500	26,800	20,500	36,700	23,200	23,300
	42 長崎県	33,200	25,900	28,300	31,900	20,200	25,700	19,700	36,500	23,000	23,100
	43 熊本県	33,200	25,900	28,300	30,800	21,000	27,000	20,000	36,700	23,200	23,300
	44 大分県	33,200	25,900	28,300	31,200	21,200	26,900	20,200	36,700	23,100	23,200
	45 宮崎県	33,200	25,900	28,200	31,700	21,500	25,700	19,700	36,600	23,000	23,100
	46 鹿児島県	33,200	25,900	28,300	32,000	23,300	25,600	19,700	36,800	23,100	23,300
沖縄	47 沖縄県	31,000	30,800	24,900	36,700	22,700	22,500	20,000	43,700	26,900	29,100

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工
北海道	01 北海道		27,400	21,400	23,000	23,000	19,700	23,200	24,100	23,100
東北	02 青森県		29,700	27,400	24,300	24,500	19,300	22,600	21,400	22,600
	03 岩手県		30,900	27,700	25,000	26,000	20,600	22,600	21,600	22,800
	04 宮城県		33,800	31,200	27,100	28,200	21,600	22,400	23,600	24,700
	05 秋田県		29,900	24,700	26,800	24,800	18,700	22,600	22,000	22,500
	06 山形県		28,900	25,100	23,300	24,400	20,700	22,600	24,600	23,300
	07 福島県		35,400	23,300	25,900	24,500	21,100	22,500	24,300	23,700
関東	08 茨城県	26,400	43,900	24,000	25,000	25,800	20,900	24,100	26,000	26,000
	09 栃木県	26,400	44,700	23,800	25,400	26,100	21,000	24,200	26,900	26,400
	10 群馬県	26,500	41,400	23,700	24,500	23,000	20,300	24,200	24,700	24,000
	11 埼玉県	26,400	44,800	25,000	24,700	25,900	20,800	24,200	27,900	26,800
	12 千葉県	26,400	45,800	24,200	24,700	26,400	21,200	24,200	28,000	26,900
	13 東京都	26,400	43,600	25,100	24,700	26,700	21,700	24,200	28,900	26,900
	14 神奈川県	26,400	42,400	25,000	24,700	26,000	20,600	24,200	26,500	26,300
	19 山梨県	26,400	41,900	25,100	24,800	25,600	20,600	24,200	26,100	26,000
	20 長野県	26,500	37,200	22,100	24,300	22,200	19,700	24,400	24,400	24,400
北陸	15 新潟県		28,800	22,000	22,400	22,000	20,200	21,800	22,400	22,900
	16 富山県	24,900	33,400	24,400	23,000	22,800	20,300	21,800	22,400	23,200
	17 石川県	24,900	34,000	23,900	23,000	22,400	20,500	21,800	23,300	23,500
中部	21 岐阜県	26,900	37,000	25,300	25,500	23,000	19,800	24,100	23,400	23,300
	22 静岡県	26,800	39,700	23,900	25,500	24,300	20,300	24,200	25,800	24,300
	23 愛知県	26,800	37,600	25,600		23,600	20,500	24,100	25,300	23,600
	24 三重県	26,800	38,900	23,900	25,500	23,100	20,800	24,200	25,200	25,300
近畿	18 福井県	21,700	33,900	21,300	20,000	20,800	19,500	22,100	21,900	22,100
	25 滋賀県	21,600	34,000	21,600	20,900	21,500	20,200	22,000	22,500	22,100
	26 京都府	21,600	34,500	22,300	20,700	21,800	20,100	22,000	22,500	22,100
	27 大阪府	21,600	35,900	23,500	20,400	21,900	20,600	22,000	22,600	22,100
	28 兵庫県	21,600	33,600	22,100	20,600	20,800	18,500	22,000	21,800	20,600
	29 奈良県	21,600	36,900	23,200	20,900	22,400	20,600	22,000	22,500	22,100
	30 和歌山県	21,600	34,900	23,500	20,700	22,000	19,800	22,000	22,300	22,100
中国	31 鳥取県		32,100	20,600	20,900	20,100	17,600	20,800	22,600	21,500
	32 島根県		26,800	19,900	21,300	19,400	17,400	20,800	21,500	21,100
	33 岡山県		30,600	21,400	20,900	20,400	18,000	20,800	22,900	21,400
	34 広島県		26,900	20,800	21,200	20,100	17,700	20,800	22,100	20,800
	35 山口県		27,000	19,900	21,400	19,800	17,800	20,800	21,800	21,100
四国	36 徳島県			21,300	21,200	22,000	18,100	20,900	21,700	
	37 香川県			21,200	21,200	22,000	18,900	20,900	21,800	
	38 愛媛県			21,100	21,200	21,800	18,000	20,900	21,500	
	39 高知県			20,800	21,200	21,700	17,700	20,900	21,500	
九州	40 福岡県		27,800	21,500	22,800	21,700	17,900	19,600	21,400	20,600
	41 佐賀県		29,000	23,200	22,900	21,800	17,500	19,600	21,500	20,700
	42 長崎県		28,600	21,200	22,800	21,700	17,500	19,700	21,200	20,900
	43 熊本県		28,500	21,400	22,900	21,400	17,200	19,800	21,400	20,600
	44 大分県		28,300	20,700	22,600	21,500	17,800	19,600	21,400	20,700
	45 宮崎県		28,000	21,700	22,400	21,400	17,000	19,600	21,100	20,600
	46 鹿児島県		28,200	23,900	23,000	21,800	17,300	19,600	21,200	20,700
沖縄	47 沖縄県			24,700		23,800	15,900	16,500	28,200	

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	23,100	22,500	20,300		19,500	22,700	21,900	12,700	10,800
東北	02 青森県	24,900	22,200	21,500		18,600	21,300	21,200	11,800	10,400
	03 岩手県	24,900	22,400	21,600		18,800	21,200	21,100	(12,700)	(11,000)
	04 宮城県	26,700	24,400	21,200		19,200	21,200	21,100	(13,900)	(11,800)
	05 秋田県	25,200	22,400	21,500		18,700	21,300	21,200	11,900	10,300
	06 山形県	24,700	23,600	21,500		19,900	21,300	21,200	13,500	11,600
	07 福島県	25,200	24,300	21,500		19,600	21,300	21,100	(13,900)	(11,800)
関東	08 茨城県	24,800	26,800	23,900		20,900	21,500	21,800	13,400	12,200
	09 栃木県	24,900	27,300	23,900		20,700	21,500	21,800	13,100	11,300
	10 群馬県	24,000	26,500	23,900	23,500	20,000	21,500	21,800	12,500	11,000
	11 埼玉県	24,500	27,000	24,000		21,200	21,500	21,800	13,300	11,800
	12 千葉県	24,600	26,500	24,000		20,900	21,500	21,800	13,700	11,900
	13 東京都	24,700	26,700	24,000		21,200	21,500	21,800	14,200	12,300
	14 神奈川県	24,300	27,100	24,000	23,500	20,500	21,500	21,800	14,100	12,300
	19 山梨県	24,500	27,300	24,000	23,500	20,400	21,500	21,800	12,900	11,300
	20 長野県	23,800	26,200	24,200	23,600	20,100	21,500	21,800	11,900	10,100
北陸	15 新潟県	25,600	23,300	22,100	19,300	19,300	21,300	21,500	13,300	11,600
	16 富山県	24,800	23,200	22,100	19,100	20,000	21,300	21,500	13,200	12,000
	17 石川県	24,300	22,500	22,100	18,800	20,100	21,300	21,500	13,700	11,900
中部	21 岐阜県	24,500	23,800	23,300	21,700	19,200	22,600	23,300	13,200	11,900
	22 静岡県	24,200	29,800	23,300	21,700	20,800	22,500	23,300	13,700	11,800
	23 愛知県	24,100	26,800	23,300	21,700	19,600	22,500	23,300	14,100	12,100
	24 三重県	24,700	26,900	23,300	21,700	20,400	22,600	23,300	13,400	11,600
近畿	18 福井県	20,800	22,200	21,200		18,900	21,400	21,500	12,800	11,200
	25 滋賀県	22,500	22,600	21,100		19,700	21,800	22,400	12,300	10,400
	26 京都府	22,500	22,700	21,100		19,200	21,600	22,200	12,400	10,000
	27 大阪府	22,100	22,700	21,100		19,200	21,400	22,000	12,200	10,600
	28 兵庫県	22,100	22,700	21,100		19,100	21,500	22,000	12,500	10,400
	29 奈良県	22,500	22,800	21,100		19,300	21,800	21,900	12,600	10,500
	30 和歌山県	22,300	22,700	21,100		19,100	21,600	21,700	12,200	10,400
中国	31 鳥取県	19,600	21,700	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	12,700	10,100
	32 島根県	19,500	21,200	20,300	17,400	18,000	19,500	19,700	12,700	10,800
	33 岡山県	19,500	22,200	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	13,100	11,300
	34 広島県	19,500	21,200	20,300	17,400	17,900	19,500	19,700	13,100	11,100
	35 山口県	19,500	21,400	20,300	17,400	17,900	19,500	19,700	12,900	10,700
四国	36 徳島県			20,200			21,000	20,400	12,900	11,500
	37 香川県			20,200			21,000	20,400	13,000	11,600
	38 愛媛県			20,200			21,000	20,400	12,400	10,500
	39 高知県			20,200			21,000	20,400	11,800	10,000
九州	40 福岡県	25,600	21,600	21,600	16,200	17,500	19,700	20,300	12,000	10,600
	41 佐賀県	25,600	21,600	21,600	16,200	17,300	19,700	20,500	11,900	10,400
	42 長崎県	25,400	22,500	21,700	16,300	17,500	19,700	20,600	12,100	11,100
	43 熊本県	25,700	21,700	21,800	16,300	17,300	19,700	20,300	11,700	10,100
	44 大分県	25,100	21,600	21,600	16,200	17,600	19,700	20,300	11,900	9,600
	45 宮崎県	25,000	21,500	21,600	16,200	17,500	19,700	20,200	11,900	9,300
	46 鹿児島県	25,100	21,300	21,700	16,100	17,400	19,700	20,200	12,700	10,800
沖縄	47 沖縄県		17,600	21,000		15,100	18,900		10,600	9,300

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 エ	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （ 潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む ） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの - 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 - 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 - 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの - 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 - 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等 - 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 - その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 - 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） - 木坑、木橋等の仕揃え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配管ならびに管の撤去 - 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 - 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） - 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 エ	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 エ	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
41 サ ッ シ エ	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 エ	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス エ	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 エ	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト エ	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 エ	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 エ	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
40 タ イ ル エ	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き エ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

誓約書

（発注者名） 殿

工事名：_____

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- （１）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- （２）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- （３）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

平成 年 月 日
（所在地）
（受注者名）

様式 3111

(取扱店→契約者)

掛金収納書
(契約者が発注者へ)

金融機関コード			

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

共	済								
契約者番号									

契約者氏名
(法人または事業主名) 殿

電話番号 — —

証紙枚数	1日券	枚	1枚当りの販売価額	円	金額							円
	10日券	枚	1枚当りの販売価額	円	金額							円
独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部					合計金額							円

- ☐ 公共
☐ 民間
☐ その他

契約者記入欄	発注者名	元請契約の工事番号および工事名



※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。